山形市中小企業融資制度あっせん要綱

（目的）

第１条　この要綱は、この市の中小企業者の経営基盤の強化及びその健全な発展を図るため、山形市中小企業振興条例（平成３１年市条例第１号）第８条第２項の規定に基づいて行う中小企業者に対する融資のあっせんについて、必要な事項を定めるものとする。

　（融資の対象となる資金）

第２条　融資のあっせんの対象となる資金（以下「融資対象資金」という。）は、次に掲げるとおりとする。

⑴　産業振興資金

⑵　経営支援資金

⑶　中心市街地活性化支援資金

⑷　工場等集団化経営安定資金

⑸　特定創業支援資金

２　融資対象資金に係る融資の対象となる者（以下「対象者」という。）、融資対象資金の使途、融資の限度額、融資の期間、償還の方法、融資の利率、融資の取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）その他の融資の条件は、当該融資対象資金の区分に応じ、それぞれ別表に定めるとおりとする。

３　市長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、山形県信用保証協会及び取扱金融機関と協議の上、同項に規定する事項を変更することができる。

４　前２項に定めるもののほか、融資対象資金に係る融資について必要な条件は、取扱金融機関の定めるところによる。

　（原資の貸付）

第３条　市長は、融資対象資金の融資に必要な原資を、予算の範囲内で取扱金融機関に貸し付けるものとする。

　（融資対象資金の総額）

第４条　取扱金融機関が対象者に融資する融資対象資金の総額は、次の表の左欄に掲げる融資対象資金の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 融資対象資金の区分 | 融資対象資金の総額 |
| 産業振興資金 | 市長が取扱金融機関に対し、貸し付ける融資対象資金の原資の額（以下「原資貸付額」という。）の４倍以上の額 |
| 経営支援資金 | 原資貸付額の４倍以上の額 |
| 中心市街地活性化支援資金 | 原資貸付額の２倍以上の額 |
| 工場等集団化経営安定資金 | 原資貸付額の４倍以上の額 |
| 特定創業支援資金 | 原資貸付額の２倍以上の額 |

（事前協議）

第５条　削除

（申請）

第６条　融資対象資金の融資を受けようとする者は、山形市中小企業融資制度あっせん認定申請書（別記様式第１号）に別表に掲げる融資対象資金の区分に応じ、それぞれ同表に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の認定申請書の提出を受けたときは、その内容の適否を審査し、適当と認めるときは、当該申請を行った者に対し、山形市中小企業融資制度あっせん認定書を交付するものとする。

３　前項の認定書の交付を受けた者は、当該認定書を添付して取扱金融機関に融資対象資金の融資の申込みを行うものとする。

　（融資状況の報告）

第７条　取扱金融機関は、前条第３項の規定による融資の申込みを受理し、当該融資の申込みがあった者に対し融資対象資金の融資を行ったときは、速やかに山形市中小企業融資制度利用明細表（別記様式第２号）により市長に報告するものとする。

２　取扱金融機関は、融資した額、償還額等の融資対象資金の融資の状況について山形市中小企業融資制度実績報告書（別記様式第３号）により、毎月１０日までに市長に報告するものとする。

　（繰上償還）

第８条　取扱金融機関は、次の各号のいずれかに融資対象資金の融資を受けた者が該当することとなったときは、その者に対し当該融資対象資金を繰上償還させるものとする。

　⑴　融資を受けた融資対象資金を目的の事業に使用しないこととなったとき。

　⑵　融資の申込みに虚偽があったとき。

２　取扱金融機関は、前項の規定による繰上償還のほか、任意の繰上償還、代位弁済、担保の実行等により約定期間より早期に返済を受けた場合は、繰上償還等報告書（別記様式第４号）により市長に報告するものとする。

　（保証料補給）

第９条　市長は、第６条第３項の規定により申込みをした融資に対して、当該申込みをした者に係る山形県信用保証協会が行う債務の保証に係る保証料については、別に定めるところにより、補給金を交付するものとする。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　（山形市産業振興資金融資あっせん要綱等の廃止）

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

⑴　山形市産業振興資金融資あっせん要綱（平成５年４月１日施行）

⑵　山形市経営支援資金融資あっせん要綱（平成２３年４月１日施行）

⑶　山形市中心市街地活性化支援資金融資あっせん要綱（平成２１年４月１日施行）

⑷　山形市先導的企業立地促進資金融資あっせん要綱（平成８年６月１４日施行）

⑸　山形市サービス産業等立地促進資金融資あっせん要綱（平成８年６月１４日施行）

⑹　山形市工場等集団化経営安定資金融資あっせん要綱（昭和６０年１２月２４日施行）

⑺　山形市特別経営支援資金融資あっせん要綱（平成２１年３月１２日施行）

（経過措置）

３　この要綱の施行の際現にこの要綱による廃止前の前項各号に掲げる要綱の規定に基づき、融資のあっせんを受けていた者に係る融資の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

　この要綱は、平成２５年９月２０日から施行する。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年３月１４日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に次項の規定による改正前の山形市中小企業融資制度あっせん要綱（以下「改正前要綱」という。）別記様式第１号（先導的企業立地促進資金及びサービス産業等立地促進資金に係るものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、当分の間、別記様式第１号に規定する用紙として、これを取り繕って使用することができる。

　（山形市中小企業融資制度あっせん要綱の一部改正）

３　山形市中小企業融資制度あっせん要綱（平成２５年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

　〔次のよう略〕

　（山形市中小企業融資制度あっせん要綱の改正に伴う経過措置）

４　この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により先導的企業立地促進資金及びサービス産業等立地促進資金に係る融資のあっせんを受けていた者に係る融資の取扱いについては、前項の規定による改正後の山形市中小企業融資制度あっせん要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山形市中小企業融資制度あっせん要綱の規定は、施行日以後に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについて適用し、施行日前に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山形市中小企業融資制度あっせん要綱の規定は、施行日以後に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについて適用し、施行日前に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山形市中小企業融資制度あっせん要綱の規定は、施行日以後に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについて適用し、施行日前に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年６月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山形市中小企業融資制度あっせん要綱の規定は、施行日以後に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについて適用し、施行日前に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山形市中小企業融資制度あっせん要綱の規定は、施行日以後に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについて適用し、施行日前に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年５月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山形市中小企業融資制度あっせん要綱の規定は、施行日以後に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについて適用し、施行日前に融資のあっせんを受ける者に係る融資の取扱いについては、なお従前の例による。

別表

（1）　産業振興資金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 対象者 | 中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）で、この市の区域内（以下「市内」という。）で事業を営んでいるもの |
| ２ | 融資対象資金の使途 | 運転資金又は設備資金 |
| ３ | 融資の限度額 | 運転資金３，０００万円以内  設備資金８，０００万円以内 |
| ４ | 融資の期間 | 運転資金７年以内（２年以内の据置を含む。）  設備資金１５年以内（２年以内の据置を含む。） |
| ５ | 償還の方法 | 原則として元金均等償還 |
| ６ | 融資の利率 | 運転資金年利１．７パーセント  設備資金年利１．５パーセント |
| ７ | 信用保証 | 山形県信用保証協会からの信用保証を受けること。 |
| ８ | 保証人 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| ９ | 担保 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| １０ | 取扱金融機関 | 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫及び  商工組合中央金庫山形支店 |
| １１ | 申請の際の添付書類 | ⑴　事業計画書（別記様式第５号）  ⑵　登記事項証明書  ⑶　最近２か年間の財務諸表及び最近時試算表 |
| ⑷　申請者及び保証人の前年度の市町村民税納税証明書  ⑸　月次資金繰り計画表  ⑹　資金償還計画書  ⑺　山形市中小企業融資制度利用状況（別記様式第６号）  ⑻　見積書及び図面（設備資金のみ）  ⑼　山形県信用保証協会信用保証委託申込書、信用保証依頼書及び申込人概要の写し  ⑽　その他市長が必要と認める書類 |

⑵　経営支援資金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 対象者 | 市内で事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかの条件を満たすもの。  ⑴　最近３か月間（合計）の売上高又は売上総利益が前年同期と比較して５パーセント以上減少しているもの  ⑵　最近３か月間（合計）の売上高に対する売上原価又は販売費及び一般管理費の割合が前年同期と比較して増加しているもの  ⑶　最近３か月間（合計）の売上総利益率又は営業利益率が前年同期と比較して減少しているもの |
| ２ | 融資対象資金の使途 | 運転資金。ただし、山形県信用保証協会の借換保証制度を利用する場合は、借換資金として使用することを認める。 |
| ３ | 融資の限度額 | ４，０００万円以内 |
| ４ | 融資の期間 | １０年以内（２年以内の据置を含む。） |
| ５ | 償還の方法 | 原則として元金均等償還 |
| ６ | 融資の利率 | 年利２．１パーセント |
| ７ | 信用保証 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| ８ | 保証人 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| ９ | 担保 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| １０ | 取扱金融機関 | 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫及び  商工組合中央金庫山形支店 |
| １１ | 申請の際の添付書類 | ⑴　事業計画書（別記様式第５号）  ⑵　登記事項証明書  ⑶　申請者及び保証人の前年度の市町村民税の納税証明書  ⑷　月次資金繰り計画表  ⑸　資金償還計画書  ⑹　山形市中小企業融資制度利用状況（別記様式第６号）  ⑺　売上高等の計算書（別記様式第７号）  ⑻　山形県信用保証協会の保証を利用する場合にあっては、山形県信用保証協会信用保証委託申込書、信用保証依頼書及び申込人概要の写し  ⑼　法第２条第５項第５号の規定に該当することにより同項の認定を受けた場合にあっては、当該認定につき市長が交付した認定書の写し  ⑽　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号）第１２８条第１項第２号の規定に該当することにより同項の認定を受けた場合にあっては、当該認定につき市長が交付した認定書の写し  ⑾　その他市長が必要と認める書類 |

⑶　中心市街地活性化支援資金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 対象者 | 中小企業者で、商店会への加入、商店会が行う地域振興に関する事業への協力等により、相互に活力ある地域社会及び地域経済の実現に努めることに同意している次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、公共事業等による補償等を受ける者については、この限りでない。  ⑴　山形市中心市街地活性化基本計画に定める区域内に新たに事務所又は店舗等を設置しようとする者  ⑵　前号の計画に定める区域内で事業を営んでいる者 |
| ２ | 融資対象資金の使途 | 設備資金 |
| ３ | 融資の限度額 | ４，０００万円以内 |
| ４ | 融資の期間 | １０年以内 |
| ５ | 償還の方法 | 原則として元金均等償還 |
| ６ | 融資の利率 | 年利１．３パーセント |
| ７ | 信用保証 | 山形県信用保証協会からの信用保証を受けること。 |
| ８ | 保証人 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| ９ | 担保 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| １０ | 取扱金融機関 | 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫及び  商工組合中央金庫山形支店 |
| １１ | 申請の際の添付書類 | ⑴　事業計画書（別記様式第５号）  ⑵　登記事項証明書  ⑶　最近２か年間の財務諸表及び最近時試算表  ⑷　申請者及び保証人の前年度の市町村民税納税証明書  ⑸　資金償還計画書  ⑹　山形市中小企業融資制度利用状況（別記様式第６号）  ⑺　あっせん認定に係る同意書（別記様式第８号）  ⑻　見積書及び図面  ⑼　山形県信用保証協会信用保証委託申込書、信用保証依頼書及び申込人概要の写し  ⑽　その他市長が必要と認める書類 |

⑷　工場等集団化経営安定資金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 対象者 | 山形市中小企業振興条例施行規則（平成１９年市規則第１０号）第４条に規定する事業として、適正な工場等集団化計画に基づき、工場又は共同施設（以下「工場等」という。）を建設しようとし、又は現に建設した組合（事業協同組合を除く。以下同じ。）及び工場等の建設のための資金の融資を必要とする中小企業者（当該組合に属するものに限る。）に金銭の貸出(資金の転貸又は直接貸出による場合（以下「直貸等」という。）に限る。)を行った組合 |
| ２ | 融資の限度額 | １組合　　８，０００万円以内  １組合員　４，０００万円以内（直貸等に限る。） |
| ３ | 融資の期間 | ５年以内 |
| ４ | 融資の利率 | 通常金利より低利とする。 |
| ５ | 保証人 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| ６ | 担保 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| ７ | 取扱金融機関 | 商工組合中央金庫山形支店 |

⑸　特定創業支援資金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 対象者 | 山形市内で新たに創業しようとする者又は創業後５年を経過していない者で、産業競争力強化法における市区町村の創業支援事業計画による特定創業支援事業の支援を受け市町村長の証明を受けたもの。 |
| ２ | 融資対象資金の使途 | 創業時に必要となる運転資金又は設備資金 |
| ３ | 融資の限度額 | ２，０００万円以内 |
| ４ | 融資の期間 | １０年以内（２年以内の据置を含む） |
| ５ | 償還の方法 | 原則として元金均等償還 |
| ６ | 融資の利率 | 年利１．１パーセント |
| ７ | 信用保証 | 山形県信用保証協会からの信用保証を受けること。 |
| ８ | 保証人 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| ９ | 担保 | 取扱金融機関の定めるところによる。 |
| １０ | 取扱金融機関 | 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫及び  商工組合中央金庫山形支店 |
| １１ | 申請の際の添付書類 | ⑴　山形県信用保証協会創業・再挑戦計画書  ⑵　最近２か月の財務諸表（創業前の場合は提出不要）  ⑶　申請者及び保証人の前年度の市町村民税納税証明書  ⑷　月次資金繰り計画表  ⑸　資金償還計画書  ⑹　山形市中小企業融資制度利用状況（別記様式第６号）  ⑺　特定創業支援事業により支援を受けたことについて市町村長が発行する証明書の写し  ⑻　見積書及び図面（設備資金のみ）  ⑼　山形県信用保証協会信用保証委託申込書、信用保証依頼書及び申込人概要の写し  ⑽　その他市長が必要と認める書類 |